

添付法令資料 3 :

インドネシア領域内への医薬品及び食品の輸入の監督に関する
2022年11月14日付インドネシア共和国医薬品食品監督庁規則No. 27 (目次)
同年 12 月 14 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 7 条)
- 第 2 章 申請手続
 - 第 1 節 ボーダーSKI (ボーダー輸入証明書) 又はポストボーダーSKI (ポストボーダー輸入証明書) の申請登録 (第 8 条ないし第 14 条)
 - 第 2 節 ボーダーSKI 又はポストボーダーSKI の申請の提出 (第 15 条ないし第 17 条)
 - 第 3 節 ワクチン及び血清の申請の提出 (第 18 条ないし第 24 条)
 - 第 4 節 伝統医薬品、医薬部外品、化粧品及び健康サプリメントの申請の提出 (第 25 条)
 - 第 5 節 加工食品の申請の提出 (第 26 条)
 - 第 6 節 申請者の責任 (第 27 条)
- 第 3 章 輸入の承認 (第 28 条ないし第 32 条)
- 第 4 章 文書化 (第 33 条)
- 第 5 章 費用 (第 34 条及び第 35 条)
- 第 6 章 再輸入 (第 36 条)
- 第 7 章 特定のニーズのための医薬品及び食品の輸入 (第 37 条ないし第 43 条)
- 第 8 章 監督 (第 44 条)
- 第 9 章 制裁 (第 45 条及び第 46 条)
- 第 10 章 経過規定 (第 47 条)
- 第 11 章 終則 (第 48 条及び第 49 条)